

道路標識管理システム運用管理要領の制定について（例規通達）

平成22年 3 月 8 日

本部（交規）第14号

〔沿革〕 平成24年 3 月本部（警務）第12号、25年10月本部（交規）第42号、26年 2 月本部（情管）第12号、29年 8 月本部（警務）第31号、12月本部（情管）第51号、令和 5 年 3 月第16号、 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

このたび、道路標識管理システムの適正な運用を図るため、道路標識管理システム運用管理要領を別添のとおり制定し、平成22年 4 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

道路標識管理システム運用管理要領

第 1 趣旨

この要領は、道路標識管理システムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 道路標識管理システムの概要

道路標識管理システム（以下「システム」という。）とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第 4 条第 1 項の規定により公安委員会が設置する道路標識を適正に管理するため、新潟県警察情報管理システムを用いて、道路標識に係る情報を一元管理するシステムをいう。

第 3 運用管理体制

1 運用管理責任者

システムの運用及び維持管理に関する事務を総括するため、県本部に運用管理責任者を置き、交通規制課長をもって充てる。

2 運用管理者

(1) システムの設置所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。

(2) 運用管理者は、所属に設置されているシステムの管理に関し、必要な事務を処理する。

3 運用管理補助者

運用管理者を補助するため、運用管理補助者を置き、所属職員のうち次に掲げる者をもって充てる。

(1) 交通規制課及び高速道路交通警察隊

交通規制課にあつては規制を担当する課長補佐、高速道路交通警察隊にあつては副隊長若しくは企画を担当する隊長補佐又は新潟分駐隊長

(2) 署

交通課長又は地域交通課長

4 取扱責任者

(1) 運用管理者は、システムの適正な運用を図るため、所属職員のうち次に掲げる者を取扱責任者として指定するものとする。

ア 交通規制課

道路標識の管理を担当する警部補の階級にある警察官

イ 高速道路交通警察隊及び署

交通管理事務を担当する警部補又は巡査部長の階級にある警察官

(2) 取扱責任者は、道路標識の情報をシステムに確実に入力するように努め、交通規制の新規、変更及び廃止並びに道路標識の補修に伴う道路標識の新設、変更及び撤去がある場合には、速やかに情報の追加、修正又は削除を行い、システムの適正な運用と情報の正確性の確保に努めなければならない。

5 取扱補助者

運用管理者は、必要に応じ、所属職員から取扱補助者を指定し、取扱責任者の事務を補助させることができる。

第4 指定報告

運用管理者は、第3の4及び5の規定により取扱責任者及び取扱補助者を指定したときは、道路標識管理システム取扱責任者等指定報告書（別記様式）を作成の上、本部長に報告（交通規制課長経由）すること。

第5 障害発生時の措置

運用管理責任者及び運用管理者は、設備等に障害が発生した場合は、速やかに障害の状況、原因等を調査し、関係者に連絡するなどの復旧のための措置を講ずるものとする。

第6 安全の確保

システムにおける個人情報その他の情報の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項により、その安全を確保しなければならない。